

教育課程編成委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋美容専門学校が専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して、職業教育の水準の維持向上を図るための教育課程編成委員会について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を企業等と連携して把握・分析して、教育課程（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等）の編成に関して審議する。

- (1) 就職先の業界における人材の専門性に関する動向
- (2) 国または地域の産業振興の方向性
- (3) 新たに必要となる実務に関する知識、技術、技能
- (4) その他、企業等や学校の要請等

(委員)

第3条 委員会の委員は学校長および学校長が指名する教職員の他、専攻分野に関する企業・団体等から広く選任し、少なくとも以下の①から1名、②～⑤から1名を委員に加えることとする。

- ①専攻分野に関する実務に関する知識、技術、技能などについて知見を有する企業や関係施設の役員または職員
 - ②専攻分野に関する教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体等の役員または職員
 - ③専攻分野に関する学会や学術機関等の役員・会員または職員
 - ④専攻分野に関する国または地方公共団体等の関係部局等の役員または職員
 - ⑤専攻分野に関する実務に関する知識、技術、技能などについて知見を有する者
- 2 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は学校長とし、委員会の会務を担当する。

- 2 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 会議は年2回開催することを定例として、委員長が必要とした場合に追加開催する。

- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって行う。
- 5 委員長は、必要があると認めた時、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学校長の承認を得て行う。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。